国土形成計画(全国計画)計画原案 計画素案からの主な修正内容

はじめに

 〇記載内容の追加・修正

 ・・我が国の美しい国

・・我が国の美しい国土は、その長い歴史を通じて、地域に固有の自然とそこに住まう先人のたゆみない日々の営みとが折り重なることにより、個性豊かな風土や文化を育みながら、今日まで脈々と受け継がれてきている。

国土計画は、このような長い歴史を通じて形成された国土を対象として、その国土の上で営まれる人々の様々な活動の有り様を含め、人と国土の関わり合いに焦点を当てながら、均衡のとれた国土の発展を目指す総合的かつ長期的な計画として策定されてきた。その間、開発重視の計画から国土の質的な豊かさを重視する計画へと転換が必要とされ、国土総合開発法から国土形成計画法への制度改正も行われた。時代時代の社会経済状況の変化を踏まえながら昭和から平成にかけて戦後7回の国土計画が策定され、本計画が通算第8次、令和初の国土計画となる。

・・地域の公共交通や医療・福祉・介護など、生活に不可欠なサービスの利便性が低下し、地方における人口減少・流出の悪循環につながる流れが続けば、2050年には全国の居住地域の約2割が無居住化することが推計されている。無居住地域の拡大は、すなわち当該地域における国土の管理主体を失うことにほかならず、再生困難な国土の荒廃をもたらすことにつながる。加えて、若者世代の地方からの流出、合計特殊出生率が低い東京への集中が続けば、未曽有の少子化に拍車をかけ、我が国全体の人口減少がさらに加速することにもつながりかねない。このように地域が直面する危機的な状況の広がりは、均衡のとれた国土利用の観点からも、その持続性を損ないかねない焦眉の問題であり、今を生きる世代として長期的視点に立った課題認識と対応が迫られている。

・・こうした国土づくり、地域づくりは、国や地方公共団体の取組のみで達成できるものではなく、本計画を通じて、広く国民全体で国土をめぐる状況や自らの依って立つ地域の暮らしや経済の有り様についての理解、認識を深めていくことがまずは重要である。<u>もとより、国民一人一人が長い歴史を通じて形成されてきた我が国の国土を次の世代へ引き継いでいく主体であり、またその責務を有している。国や地方公共団体、さらには地域を担う民間主体がそれぞれの立場において責務を果たしていくことはもちろん、特に、それぞれの地域に固有の風土や文化を磨き上げ、次の世代へと引き継いでいくことは、それぞれの地域を担う一人一人の主体的、創造的活動に期待するほかはない。</u>

第1部 新たな国土の将来ビジョン

第1章 時代の重大な岐路に立つ国土

〇新たな将来推計人口等を踏まえたデータの修正

・・直近では年間約 $\underline{56}$ 万人減少した <u>(うち自然減約 73 万人)</u>。 $\underline{2023}$ 年4月に公表された将来 <u>推計人口の</u>中位推計では、2050 年には約 $\underline{1}$ 億 $\underline{500}$ 万人、 $\underline{2070}$ 年には約 $\underline{8,700}$ 万人まで減少、低位推計では、2050 年には約 $\underline{1}$ 億 $\underline{100}$ 万人、 $\underline{2070}$ 年には約 $\underline{8,000}$ 万人まで減少する見込みとなっている。

・・少子高齢化の進行により、生産年齢人口も急減している。直近 20 年間は、2000 年約 8,600 万人から 2020 年には約 7,500 万人と約 1,100 万人減少した(平均で年間約 55 万人減)。 <u>同将来</u>

4

5 6

7 8 9

10 11 12

13 14

> 15 16

17

18 19

20 21

22 23 24

25 26

31 32 33

34

35 36 37

38 39

40 41 42

43 44

45 46

47

48

49

推計人口の中位推計では、2050年に約5,500万人、2070年には約4,500万人まで減少、低位推 計では、2050年に約5,400万人、2070年には約4,100万人まで減少する見込みとなっている。

高齢化率は、2000 年約 17%から 2020 年には約 29%と上昇した。同将来推計人口の中位推計で は、2050 年に約 $\underline{37}$ %、 $\underline{2070}$ 年に約 $\underline{39}$ %となり、低位推計では、2050 年に約 $\underline{38}$ %、 $\underline{2070}$ 年に約 42%となる見込みとなっている。

○気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化について

・・気温が産業革命以前と比べて 2℃上昇した場合、降雨量が約 1.1 倍、洪水発生頻度が約 2 倍になるとの試算が示されている。さらに、最新の IPCC 報告書 によると、平均海面水位は 0.29 ~0.59m上昇し、台風が強大化することが予測されている。

今後、地球温暖化の進行に伴って、気象災害の強度と頻度が増加することが懸念されており、 気候変動リスクを踏まえた防災・減災、国土強靱化の取組が必要となっており、災害外力の増大 <u>に伴い、防ぐことのできない災害も</u>増加することを想定し、ハード・ソフトを組み合わせ、しな やかに対応することが重要である。

〇「場所に縛られない暮らし方・働き方」に表現を統一

第1節 国土づくりの目標

第2章 目指す国土の姿

〇地方分権改革について〈県等意見〉

・・住民を始めとする地域を支える人材が主役となって、その主体的・内発的な地域づくりを 通じて、地域価値が掘り起こされ、更に向上していくエコシステムをボトムアップから構築する ことにより、持続可能で活力ある国土づくりを目指す。その際には、地方公共団体も含めて、地 域が一体となって地域力を発揮できるよう、引き続き地方分権改革や規制改革に取り組むことも 重要である。

〇国際競争力の強化について

- ・・激化する国際競争に打ち勝つため、DX や GX、経済安全保障等の国際的な潮流を踏まえつ つ、成長産業への構造転換や投資の促進、重要な物資のサプライチェーンの強靱化、産学官連携 によるスタートアップやイノベーションの促進を図る。特に、こうした分野での国内投資拡大の 機運の高まりやグローバルサプライチェーン再編の動きなど、国内外の経済社会環境の変化を成 長のチャンスと捉え、取組を加速することにより、対内直接投資を拡大させる。
- ・・地方においても、全国各地域の地域資源を最大限活用し、港湾・空港等の国際交通ネット ワークの強化やデジタルの徹底活用を通じて、コロナ禍で激減したインバウンドの回復や農林水 産物・食品の輸出促進を含め、ヒト・モノ・カネ・情報・技術など様々な分野での各地域と成長 するアジア諸国を始めとする世界との直接交流の拡大を図るとともに、地方発のグローバル産業 や人材の育成を推進する。

〇巨大災害から国民の命と暮らしを守る防災・減災、国土強靱化について

・・防災 DX を推進し、デジタル技術を活用した地域防災力の向上等を図る。

〇川の生態系ネットワークについて〈パブコメ〉

・・広大な森と海をつなぐ地域空間には、里地・里山が広がり、109の一級水系を始めとして 無数の川が生態系ネットワークの基軸として網の目のように国土を覆い、農地や緑地も含め、多 面的な生態系サービスの恵みをもたらし、人々の暮らしや経済活動の基盤となっている。

○花粉症対策としての多様で健全な森林への転換について

・花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林へ転換していく。

第2節 国土構造の基本構想

○「全国的な回廊ネットワーク」の形成について

- ・・時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る質の高い交通やデジタルのネットワーク 強化を通じ、国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果 的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、活発 にヒト・モノが流動し、イノベーションが促進されるとともに、災害時のリダンダンシーを確保 することが重要である。
- ・・広域圏内や広域圏相互間の交流・連携、アジアを始めとする海外との直接交流、これらを支えるシームレスな高規格道路ネットワーク、幹線鉄道ネットワーク、光ファイバ、5G 等の質の高い交通やデジタルのネットワークといった国土基盤の充実・強化を通じて、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、ヒト・モノの流動を一層活発化させ、地域資源を最大限活用して外からの成長を取り込み、国土全体にわたってイノベーションを創造するとともに、広域にわたる巨大災害におけるリダンダンシーの確保を図る国土全体のネットワーク機能を強化する。こうした国土全体の連結の強化により、東京圏、大阪圏、名古屋圏の三大都市圏を中心に人口や諸機能が集中する太平洋側のみならず、日本海側や内陸部がもつ食料や水、海洋再エネの供給力、自然環境や文化に根ざした豊かな生活環境、観光資源等のポテンシャルが最大限発揮され、また、切迫する首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震等や、深刻化する安全保障上の課題に対しても、国土全体でしなやかに粘り強く対処していける国土構造を構築していくことが求められる。

○「日本中央回廊」の形成について〈県等意見、パブコメ等〉

- ・・リニア中央新幹線の整備は、こうした国土構造に大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであり、東京・名古屋間、さらには名古屋・大阪間の段階的開業に向けて、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による整備が着実に進められるよう、国、地方公共団体等において必要な連携・協力を行う。
- ・・リニア中央新幹線の順次開業を図りつつ、<u>名古屋・大阪の拠点性の向上、リニア駅の交通 結節機能の強化や駅周辺の魅力づくりを進め、</u>将来にわたって三大都市圏がそれぞれの特色を発 揮しながら結ばれる新たな交流圏を形成することにより、段階的に広域的な人流・物流の効率化 や東京・名古屋間さらには大阪までも含めたリダンダンシーの強化等を通じて、地方の活性化を 図るとともに、4つの主要国際空港(羽田、成田、中部、関空)、2つの国際コンテナ戦略港湾(京 浜港、阪神港)<u>の機能強化・活用を図り</u>、世界からヒト・モノ・カネ・情報を惹きつけ、我が国 全体の国際競争力強化につなげる。
- ・・リニア中央新幹線を始めとする高速交通ネットワークの強化により、人流・物流が多重的に確保されることは、<u>東京圏と名古屋圏・大阪圏相互の更なる機能補完・連携の強化とも相まっ</u>て、東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化にも寄与する。
- ・・東海道新幹線沿線地域は、リニア中央新幹線の開業によって、現行の東海道新幹線の「の ぞみ」の利用がリニア中央新幹線に<u>部分的・段階的に</u>シフトすることで、東海道新幹線のダイヤ に余裕ができ、「ひかり」、「こだま」の増加が期待できる<u>。これにより、東海道新幹線沿線の神奈</u> 川県、静岡県、愛知県における各駅での新幹線利用の利便性が高まり、沿線地域において、テレ ワークと組み合わせた新たな暮らし方・働き方の可能性が広がるとともに、企業の新規立地や観 光交流の拡大など、地域の活性化につながる大きな効果が及ぶこととなる。
- 加えて、中部横断自動車道等で東海道新幹線沿線とリニア中央新幹線沿線の地域間が結ばれることで、広域的な地域間の交流や経済的なつながりが増大することなどによって、<u>更なる</u>利便性の向上と圏域の一体性が強化される。

○東京一極集中の是正について

・・<u>地方における企業立地促進のための人材育成を含めた環境整備を推進しつつ、</u>東京に集中する企業の本社機能の地方移転等を促進するとともに、<u>地域経済を牽引し、地方における良質な雇用の受け皿となることが期待される中堅・中小企業の成長を促進する</u>。また、地方創生テレワークや副業・兼業による転職なき移住など、場所に縛られない暮らし方・働き方による地方への人の流れの創出・拡大を図る。

<u>これらの取組によって、</u>地方において、若者世代、特に女性が働きたいと思えるような、稼げる仕事、やりたいと思える仕事の創出を図る。加えて、若者世代を始めとした地方移住や二地域居住等のニーズの高まりを踏まえ、<u>こうしたニーズに応じた積極的な採用を行う企業の採用活動</u>を支援するとともに、若者世代や女性に開かれた魅力的な地域づくりを推進する。

○東京の国際競争力強化について〈県等意見等〉

<u>我が国の成長を牽引する東京の国際競争力強化するため、</u>世界に誇る国際都市としてのブランド力等の東京の強みを活かし、国際金融機能を始め、世界に開かれたよりスマートで効率性の高い大都市機能の集積を通じて、世界からヒト・モノ・カネ・情報を更に惹きつける都市・ビジネス環境の整備を促進する。

さらに、リニア中央新幹線の開業等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成を通じ、 名古屋・大阪の拠点性の向上を通じた東京圏と名古屋圏・大阪圏相互の更なる機能補完・連携の 強化等とも相まって、国際競争力の強化を図る。

第3章 国土の刷新に向けた重点テーマ

第1節 デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成

〇地域生活圏における地域の魅力向上

・・地域の文化的・自然的一体性を踏まえつつ、生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域課題の解決を図るとともに、地域固有の自然や風土・景観、文化等を含めた地域資源を活かし、人々を惹きつけるゆとりある豊かで美しい地域の魅力向上を図り、地方への人の流れの創出・拡大につなげる。

〇行政のデジタル化について

・・「デジタル・ガバメント」を推進する観点から、地方公共団体における、基幹業務等のシステムの統一・標準化、行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及及び利用の促進、AI・RPAの利用推進、情報セキュリティ対策の徹底のほか、「窓口 DXSaaS」のガバメントクラウド上の提供等による「書かないワンストップ窓口」の横展開の促進等を通じて、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていく。

〇地域公共交通の「リ・デザイン」等について

・・日々の生活に必要不可欠な地域の移動手段を確保するため、地域公共交通に係る事業者の経営状況を注視しつつ、法制度や予算・税制措置などあらゆる政策ツールを活用し、交通 DX・GX の推進や、教育・医療・福祉・介護・エネルギー等を含む地域の関係者の連携・協働(共創)を通じ、「リ・デザイン」(再構築)の取組を早期に全国に展開していく。このため、案件形成の支援や、国の対応体制の整備等を着実に行うとともに、地域経営の観点から、地域内経済循環の取組、広域連携等を支える地域公共交通ネットワークを維持・強化し、中長期視点に立って、その推進のために必要な支援策を講じる。地域公共交通特定事業実施計画について、2027 年度までに300 件の認定を目指す。

<u>あわせて、地域の実情に応じた地域間連携や大都市との繋がりを支える交通の活性化に向けた</u> 取組を検討する。

5 6 7 8

- 9 10 11 12
- 14 15

13

- 16 17 18 19
- 20 21

22

- 23 24 25 26
- 27 28

29 30

31 32 33

34 35 36

37

42 43 44

> 45 46

47

48

49 50

〇新たなモビリティ社会について

- ・・いわゆる物流に関する2024年問題に対応するため、荷主・物流事業者間等の商慣行の見直 し、物流の標準化やDX・GX 等による効率化の推進により、物流の生産性を向上するとともに、荷 主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対応が必要であ り、その一環として、物流 DX 等により、共同輸配送や空きスペースのマッチング等の物流効率 化を進めるとともに、離島や山間部等におけるラストワンマイル配送等を担うドローン物流や自 動配送ロボットの社会実装を推進する。
- ・・ドローン物流については、目視外の自動飛行、特にレベル4飛行による物流等の自動化を 目指すとともに、ドローンの安全かつ高速の運用が可能となる送配電網等を活用したドローン航 路の設定を図るほか、河川上空の活用も促進する。

〇中心市街地の活性化及び地方都市の再生等について

• • 中心市街地の活性化と地方都市の再生を図るため、関係府省の連携により、賑わいを生み 出す空間づくり、老朽化施設の改修・利活用、空き地・空き店舗対策、地方の都市開発に対する ノウハウ支援、商業関係者や地方公共団体等による官民連携した実施体制強化など、必要な施策 を検討するとともに、「地方に仕事をつくる」ため、製造業等の域外から稼ぐ産業の地方立地や観 光業の振興、大都市、大学等との連携によるイノベーション創出の取組を推進する。

Oインフラメンテナンスについて

・・地域の暮らしや経済を支えるインフラの老朽化対策において、市区町村における財政面・ 体制面の課題等を踏まえ、各地域の将来像に基づき、複数・広域・多分野のインフラを「群」と して捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントする仕組みの構 築を図るとともに、産学官民のあらゆる主体が連携して持続可能なインフラメンテナンスの実現 に向けた取組を推進する。

〇地域の主体的な創意工夫によるボトムアップからの取組の促進について

・・地域生活圏の形成に当たっては、国から固定的な圏域での取組を求めるものではなく、地 域のボトムアップから地域が直面する課題の実情に応じ、地域主体が自ら能動的に地域をデザイ ンする取組を促進する。したがって、地域生活圏の形成に向けた取組は、まずは地域ごとの暮ら しや経済活動の実態に即した、地域において必要とされるプロジェクトベースの取組から開始し ていくことが合理的である。

〇推進主体・体制の考え方

・・地方公共団体における人的、財政的な制約の拡大が懸念される中、これまで行政が担って きた分野を含め、地域課題の解決に資する公共性の高い生活サービスの提供やデジタル等を活用 した新たなサービスの社会実装等のプロジェクトの組成を進めていく上で、これまでのように行 政主導のみで対処していくことには限界があり、そうした発想を越えて、コンセッションを含む PPP/PFI といった従来型の官民連携手法の一層の活用はもとより、民間の力を最大限に活用する 取組をさらに進化させることも含め、可能な限り地域づくりに貢献する民間主体に様々な活動・ サービスを委ねていく民主導の官民連携による地域経営の発想が強く求められる。公共性の高い 事業への地域の民間主体の参画の促進は、地域内における経済循環を促すことにもつながり、地 域生活圏の持続性の向上にも資することになる。

○官民パートナーシップの形成について

・・民間の役割としては、民間事業者や地域金融機関、NPO等の地域団体等の連携を図りつつ、 事業者等による専門ノウハウを活かした効率的・機動的な事業運営、住民や関係人口、生活に身 近な地域コミュニティを支える地域運営組織等の多様な主体の参加等を広げていくことが重要 である。

第2節 持続可能な産業への構造転換

〇全国の DX 対応を支えるデータセンターの分散立地について

・・新たなサービスやデータ量の増加に応えつつ、デジタルインフラ強靱化のため、東京一極集中を是正し、5年程度で十数カ所のデータセンターの地方拠点を整備する。<u>その際、東京圏・大阪圏における拠点化が進んでいる現状を踏まえ、当面は、東京・大阪からの地理的な離隔が確保され、再エネのポテンシャルや国際海底ケーブルの陸揚げの可能性を有する北海道や九州のようなエリアにおいて、東京・大阪を補完・代替する第3・第4の中核拠点の整備を促進する。</u>

○洋上風力発電の導入について〈県等意見等〉

長期的、安定的に洋上風力発電を普及させていくため、風車製造、調査・施工、メンテナンス等を担う人材育成や、浮体式洋上風力発電等に関する技術開発を推進する。

また、排他的経済水域への拡大を実現するため、浮体式洋上風力発電の導入目標の設定や国産 化に向けた技術開発を促進するとともに、国連海洋法条約等との整合性を整理した上で、法整備 を始めとする環境整備を進める。

〇既存コンビナート等における GX 対応について(県等意見)

水素・アンモニア等の国際サプライチェーンの拠点となるカーボンニュートラルポート (CNP) の形成を推進し、水素・アンモニア等の効率的な利用・サプライチェーン構築に向けた港湾・貯蔵施設やパイプライン等のインフラ整備や、臨海部から内陸部への広域サプライチェーンの構築等を官民が連携して戦略的に進める必要があり、そのための必要な規制の合理化・適正化をあわせて推進する必要がある。

<u>また、ケミカルリサイクルやバイオマス原料など炭素循環マテリアルの活用を通じて、臨海コンビナート等における脱炭素化を推進する。</u>

〇スタートアップの創出について

・・ さらに、地方発の経済好循環を作り出していくために、ローカルスタートアップ支援制度を推進するとともに、外国人起業家等の受入促進や官民の垣根を超えた人材移動の柔軟化に向けて、国家戦略特区制度の特例活用・規制改革の推進を図る。

第3節 グリーン国土の創造

〇広域的な生態系ネットワークの形成促進について

・・<u>多様な機能を有する都市緑地の量・質の確保を通じたまちづくり GX の推進を図るととも</u> <u>に、</u>人口減少による開発圧力の低下を好機と捉え、地域レベルで増加する低未利用土地やコンパクトなまちづくりにより生み出される余剰空間を緑地として活用しつつ、広域的な生態系ネットワークとして、森・里・まち・川・海のつながりを確保し、広域レベルで自然資本の量的拡大・質的向上を図ることが肝要である。

〇森林資源の循環利用の確立について

・・ <u>花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図るため、ス</u>ギ人工林等の伐採・利用、花粉の少ない苗木への植替えや花粉の発生を抑える技術の実用化等を推進する。

〇緩和策、適応策、生態系保全を統合した地域づくりの推進について

・・ハイブリッドダムの全国への展開を通じて、<u>気候変動の適応策である</u>治水機能の強化、<u>緩和策である</u>水力発電の促進<u>の両立に加え、ダムが立地する</u>地域の振興も図る。また、砂防堰堤において小水力発電の支援を行い、再エネポテンシャルの有効活用を図る。<u>加えて、既存ダムの発電効率を最大限高める取組を推進することで、水力の発電量増加を目指す。</u>

第4節 人口減少下の国土利用・管理

〇空き家対策について

・・今後、人口・世帯数の減少や高齢化に伴う相続の増加等により、さらに空き家数の増加が 見込まれることから、除却等の取組の促進に加え、<u>空き家の重点的活用が必要な区域の指定や空き家活用支援法人の指定による空き家の子育で世帯向け等への活用促進や財産管理制度の活用による管理の確保等を含め、</u>発生抑制や活用の拡大、適切な管理に向けた取組を総合的に強化し、地域経済やコミュニティの活性化を図る。

さらに、地域における取組の実情や課題を把握し、<u>地方公共団体における空き家と空き地のバンクや相談窓口の一元化等により、</u>所有者不明土地等対策と空き家対策<u>とを一体的・総合的に進</u>めるとともに、都市のスポンジ化等を防ぎながら、地域価値の向上を図る地域空間の形成を図る。

・・空き家活用支援法人の指定の促進など、地方公共団体、NPO、専門家等との連携による、空き家の利用・管理に係る相談対応や所有者と活用希望者とのマッチング等の取組を推進するとともに、空き地・空き家の一体的な活用等の取組を推進する。

〇地域管理構想における自然資本の保全・拡大への配慮について

・・地域管理構想による最適な国土利用・管理の取組において、自然資本の保全・拡大にも配慮することにより、地域における生態系サービスの維持・向上を図る。

第4章 横断的な重点テーマ

第1節 地域の安全・安心、暮らしや経済を支える国土基盤の高質化

〇国土基盤をめぐる社会経済状況の変化について

・・国土基盤をめぐる社会経済状況も大きく変化しており、デジタル社会の進展に伴う自動化・ 効率化・生産性の向上、脱炭素社会に向けた省エネ・省 CO₂ 化等への対応、安全保障上の課題の 深刻化を背景とした安全性・信頼性の確保、自然資本と組み合わせたグリーンインフラとしての 新たな機能の発揮など様々な要請に対応し、国土基盤としての機能・役割を果たす上で、価値観 の変化に応じて、多様なサービスを提供できるよう、不断に質的な向上を図っていくとともに、 その効用が老朽化によって損なわれることなく、次世代に引き継いでいくことができるよう国民 全体で支えていくことが求められる。

○公共事業評価について

・・国土基盤の整備に当たっては、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上のため実施している公共事業評価に関し、貨幣換算できる費用便益分析に加え、貨幣換算が困難な効果、その他、様々な視点を踏まえた、総合的な評価の実施が求められている。

OPPP/PFI の活用促進について

・・<u>原則、全ての空港へのコンセッションの導入を促進するほか</u>、上下水道、工業用水道、道路、教育施設等におけるコンセッションを拡大する。また、都市公園における Park-PFI、港湾緑地等におけるみなと緑地 PPP、高速道路 SA/PA の機能高度化における PFI 等の PPP/PFI の活用拡大を推進する。 さらに、地方公共団体が取得・所有する空き家等の既存ストック等を活用して地域活性化を図るスモールコンセッションを推進する。

<u>これらにより、我が国における PPP/PFI の事業規模について、2031 年度までの 10 年間で 30 兆</u> <u>円の達成を目指す。</u>

第2節 地域を支える人材の確保・育成

○「共働き・共育て」の推進について

・・人口減少や少子化が加速する地域社会において、こども・子育て支援の取組強化は喫緊の課題であり、「共働き・共育て」の推進など、安心してこどもを産み育てるための環境整備を進める必要がある。このため、良質な住宅の供給や保育所の整備等の就学前教育・保育の充実等を促進するとともに、子育てしやすい都市・地域空間づくりを進め、安全で快適な道路や公園等の整備、公共空間等における子育てバリアフリー化の推進を図るなど、子育て世代が安心して暮らせる社会を構築する。あわせて、地域における子育て支援の拠点や多世代の交流を促進するコミュニティ拠点の形成、三世代同居・近居、良質なテレワークの更なる普及、ワーク・ライフ・バランスの確保等により、子育てに係る負担の軽減を図る。

4 5

○地域教育の強化について

・・新産業の創出や産業構造の転換に貢献する地方大学の魅力向上や大学を核とする地域活性 化を図るとともに、デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する東京圏の大学 等の地方へのサテライトキャンパスの設置に向け、地方公共団体と大学等の連携を推進するほか、 大学等が自発的に地方へのサテライトキャンパスの設置に取り組むような環境整備を図る。

〇地域を支える女性活躍の促進について〈パブコメ〉

・・地域産業の稼ぐ力の向上や地域生活圏の形成等を通じた活力ある地域づくりを通じて、多様な価値観を有する若者や女性にとって魅力のある雇用の創出や生活環境の充実を図ることが重要であり、とりわけ、地方でも女性の就職の選択肢が多い環境の整備を図る必要がある。

〇関係人口の拡大・深化について

・・関係人口の拡大・深化に向けた「人」「場」「仕組み」づくりを進めていくことで、2032年度を目途に関係人口を新型コロナウイルス拡大前に比べて1.5倍程度に拡大することを目指す。

第2部 分野別施策の基本的方向

○第1部との関連付けについて

・・その実施に当たっては、第1部で示した①民の力を最大限発揮する官民連携、②デジタルの徹底活用、③生活者・利用者の利便の最適化、④縦割りの打破(分野の垣根を越えた横串の発想)といった国土づくりの戦略的視点を踏まえて、取り組む必要がある。

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

〇地方移住、二地域居住等の促進による地方への人の流れの創出・拡大について

・・デジタル技術を活用して地方創生に資するテレワーク(地方創生テレワーク)を推進するため、サテライトオフィス等の整備を促進するとともに、地方創生テレワークに取り組<u>もうとする企業等に対し、取組促進のための積極的な働きかけ</u>を通じて、<u>どこでも同様に働ける</u>環境整備を進める。

・・<u>地方創生を推進するための</u>「政府関係機関移転基本方針」等に基づく政府関係機関の地方移転について、<u>文化庁の京都移転の効果の最大限発揮を始めとする</u>取組を着実に進めるとともに、企業の地方への本社機能の移転や地方における拠点の拡充を更に促し、人の流れの創出・拡大と地域活性化につなげていく。

〇美しく暮らしやすい農山漁村の形成について

・・農山漁村の振興に当たっては、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保、農山漁村に人

1

4

14

19 20

21 22 23

> 24 25 26

> > 27 28 29

> > 30

31 32 33

40 41

38

39

42

43 44

45

46 47

48 49

50

が住み続けるための条件整備、持続可能な土地利用の推進、農山漁村を支える新たな動きや活力 の創出、新たな産業の導入について、デジタル技術を活用しつつ推進することで、各施策が連携 して好循環を生み出し、心豊かに暮らすことのできる持続可能な地域社会の実現を目指す。

〇子育て世代や高齢者など誰もが安全・安心に暮らせる環境の整備について

若者世代の結婚や子育ての希望を実現するためには、「共働き・共育て」を推進し、子育て世代 の夫婦がともに仕事と子育てを両立でき、安心して出産、子育てができる環境を整備することが 重要である。特に、長時間労働の是正や柔軟な働き方等により、子育てに必要な時間を確保し、 負担の軽減を図ることで男女が共に育児に参画することができる「共働き・共育て」の環境を整 備していく必要がある。

このため、柔軟な休暇制度の充実、テレワークの推進等によるワーク・ライフ・バランスを意 識した働き方の改善、職住近接、クラウドソーシングの活用、三世代同居・近居、認定こども園・ 幼稚園・保育所、放課後児童クラブ等の整備等を推進する。また、子育てしやすく家事負担の軽 減に資するリフォーム、住宅内テレワークスペース等の確保及び子育て世帯の住宅取得を推進す るとともに、公営住宅等への優先的な入居等の住宅支援を強化する。あわせて、安全な子育ての 場となるほか、高齢者の健康づくりの場等にもなる多様な機能を有する都市公園の整備を推進す る。また、<u>通学路等の安全性を確保するとともに、</u>公共交通機関と連携してベビーカーの利用に 対する周囲の配慮を呼びかけるなど、子育て世代が安心して移動できる環境を整備する。公共施 設や公共交通機関等の子育てバリアフリー化を進め、「道の駅」においても、子育て応援機能を強

<u>さらに、「こどもファスト・トラック」の推進等の取組を通じて、こども・子育てにやさしい</u> 社会づくりのための意識改革を進める。

○多様な世代が安心して健康に暮らせる医療・福祉・介護とまちづくりの推進について

・・救急医療や周産期医療の確保、ドクターヘリの配備等についても都道府県が策定する医療 計画に基づき、関係機関の連携により、取組を推進する。

〇女性、高齢者等が活躍できる社会の実現について

女性、高齢者等が社会参加して活躍できる働き方を目指し、男女で家事・育児等を分担し、そ れを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくる必要があり、結婚や出産後も、また、 介護と両立しながら仕事を続けられる休暇制度、勤務制度の導入等による女性の就業支援、継続 雇用制度導入や定年の引上げ等による高齢者の就業支援等を進める。

○大都市圏における郊外部の再生について

・・コロナ禍を契機として、テレワークの普及等により働き方の自由度が高まる中で、働く場 としての都心と居住の場である郊外という位置付けが変わりつつある。柔軟な働き方の普及・定 着、生活の質への関心が高まる中で、郊外においても、居住の場としての機能に加えて、働く場・ 交流の場としてのコワーキングスペースや、憩いの場としてゆとりある屋外空間へのニーズが高 まっている。このため、サテライトオフィス等の整備など、ライフスタイルの変化に合わせたま ちづくりを推進する。

○大都市圏における高齢化への対応〈パブコメ〉

・・供給体制の面からは、人口減少下で医療・福祉・介護分野における人手不足が一層深刻化 していく中、医療面におけるタスク・シフト/シェアを進めていくとともに、サービスの生産性 の向上を一層推進していく必要がある。このため、ICT、ロボット、遠隔医療等の新たな技術やサ ービスの手法の開発、普及に取り組む。

さらに、「地域包括ケアシステム」による在宅医療・介護の提供や連携に資する体制を構築す るとともに、高齢単身世帯や認知症の高齢者が安心して生活できるよう、地域における見守りサ ポートなど、コミュニティとして受け止めることのできる体制づくりや地域づくりに官民一体と なって取り組む。

3

5

6

7

8 9

10 11

12 13

14 15

16

17 18

19

20

21 22

23 24

25 26

27

28 29

30 31

32 33

34 35

36

37 38 39

40

41

42

43 44 45

46 47

48

〇離島地域について〈パブコメ〉

・・福祉の向上のため、医師・看護師等及び介護・障害福祉サービス等従事者の確保を支援す るとともに、遠隔医療等を積極的に活用して離島における医療及び介護・障害福祉の向上を図る。

第2章 産業に関する基本的な施策

○知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化について

・・「創造的復興の中核拠点」として我が国の科学技術力・産業競争力の強化をけん引していく ことを目指す福島国際研究機構(F-REI)(2023 年4月設立)の取組を始めとして、大学、研究機 関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。

○地域の労働供給力の向上と雇用の創出について〈パブコメ等〉

- ・・テレワークについても、例えば、育児や介護との両立が必要な労働者、高齢者等が時間や 場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするなど地域の労働力向上とともに、新たな雇用 創出が期待できることから、テレワークの環境整備等を進める。また、育児や介護を理由とする 離職を防止するため、育児休業や介護休暇の取得を促進するとともに、その後も安心して職場復 帰できる就労環境の整備を推進する。
- ・・PPP/PFI の取組は、住民ニーズや地域の課題・実情に精通した地域企業の参画等により地 域における民間の事業機会の創出に資するとともに、事業者が複数の地域における担い手となる ことで広域連携にもつながるものであり、今後拡大を図る。

〇再エネの活用拡大と分散型エネルギーシステムの構築〈県等意見等〉

- ・・地熱、水力、バイオマス、太陽光、風力等の再エネについては、エネルギー安全保障にも 寄与できる有望かつ多様で、低炭素の国産エネルギー源であることから、地域の生活環境・自然 環境や景観等にも十分配慮した上で、最大限の導入拡大を図る。
- ・・ダムを徹底活用する施策として、治水機能の確保・向上、カーボンニュートラル、地域振 興の3つの政策目標の実現を図るハイブリッドダムの取組を推進する。最新の気象予測技術を活 用した洪水後期放流の活用、非出水期水位の弾力的運用等のダム運用の高度化を推進するととも に、既設ダムへの発電設備の新設・増設やダムの再開発・新規建設を通じた水力発電を推進する。 加えて、既存ダムの発電効率を最大限高める取組を推進することで、水力の発電量増加を目指す。
- ・・地域での分散型エネルギーシステムの効率的な運用に資するエネルギーマネジメントにつ いて、省エネの観点も含め高度化に向けた取組を推進する。

〇水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化について〈県等意見〉

・・水産資源の回復、増大等を目指し、漁場の造成、干潟や藻場の保全、造成等生態系全体の 生産力を底上げし、漁場環境を保全するための事業を総合的に展開する。

第3章 文化・スポーツ及び観光に関する基本的な施策

〇文化財の防災対策について

・・近年、国土の歴史的景観に寄与し、魅力ある地域資源である文化財が毀損・焼失する事態 が生じている。国民の財産である文化財について、構造の安全性を保持するための適切な周期で の必要な修理・耐震診断・耐震補強工事、防火性向上のための消火栓・放水銃等の防火施設の整 備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を行うことにより、当該文化財への被害を軽減するとともに、 見学者等の安全の確保を推進する。

○観光振興による地域の活性化について

・・観光地へのアクセスや観光地間の対流を支える交通基盤の整備を図ることに加え、訪日外国人旅行者等が自ら荷物を運ぶことなく、手ぶらで観光できるよう、<u>認定手ぶら観光カウンター</u>に関する情報を広く発信し、認知度の向上を図るとともに、手ぶら観光カウンターの機能向上に対する支援を行う。

1 2

・・IR は、国内外から多くの観光客を呼び込み、日本の国内各地の魅力を世界に発信する観光 拠点となることが期待されており、認定された地域における IR 開業に向けた整備やそれに続く 地域の取組が着実に進められていくよう、必要な施策を推進していく。

・・今後とも人口減少の影響は避けられない中、地域のコンテンツの充実や魅力の向上、休暇取得の促進等により、国民の観光旅行の実施率向上や滞在長期化を図っていくほか、平日への旅行需要の平準化につながるキャンペーンの実施とともに、出張や親族訪問に近い感覚の旅の潜在需要を顕在化させるなど、旅行需要の平準化や地域の関係人口 17 拡大にもつながる形での交流需要の拡大を図る。

第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラの高質化に関する基本的な施策

○拠点空港の機能強化等について〈県等意見等〉

・・成田国際空港においては、地域との共生・共栄の考え方のもと、2028 年度末目途の供用を目指し、C 滑走路新設等による機能強化を進める<u>とともに、空港へのアクセス強化について検討</u>する。

> ・・<u>空港業務に係る体制強化のため、空港ごとに地方公共団体等の関係者が連携し、各空港の</u> 実情を踏まえながら、人材確保や業務効率化等に取り組む。

○幹線鉄道ネットワーク等の高質化について〈県等意見等〉

・・リニア中央新幹線については、東京・名古屋間の開業、その後の大阪までの全線開業に向け、水資源、環境保全等の課題解決に向けた取組を進めることにより、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による整備が着実に進められるよう、国、地方公共団体等において必要な連携・協力を行う。

・・在来線の利便性を向上させるため、<u>新幹線と在来線の直通運転化や高速化等による機能強</u>化を進めるほか、軌間可変電車に関する技術開発を推進する。

 ・・トラックや船舶とのモーダルコンビネーションを強力に推進するため、<u>トラックとの積替</u> えが容易な 31 フィート級コンテナや国際海上コンテナへの対応力強化や、積替えステーション やパレットデポの整備のほか、IoT も活用した列車予約システムの改善等により、トラック事業 者にとって貨物鉄道輸送を使いやすくするための環境整備に取り組む。こうした取組により積載率・稼働率を向上させ、既存の輸送力を最大限に活用した上で、必要があれば将来的な輸送量の 増強も検討していく。

・・新幹線を活用した物流の拡大に向けて、市場調査を進めるとともに、技術開発等の諸課題の克服に向けた対応を行うなど、在来線・新幹線による貨客混載輸送について更なる拡大を目指す。

○国内航空輸送ネットワークの高質化について

・・地方路線や小型機材に係る着陸料又は航行援助施設利用料の軽減措置等により、地方にお <u>ける観光交流の拡大の観点からも不可欠な</u>地方航空ネットワークの維持<u>・活性化を図る</u>。

○地域における総合的な交通政策の推進について〈県等意見等〉

・・地域交通体系を支える地域公共交通は、住民の豊かな暮らしの実現や地域の社会経済活動に不可欠なエッセンシャルサービスであるが、人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減に加え、新型コロナの影響等により、多くの事業者が厳しい状況にある。地域の移動手段の確保が大きな課題となる中で、地域にとって最適な公共交通ネットワークの実現を強力に推進するため、地域生活圏の形成の観点も含め、地方公共団体と民間の多様な主体との共創や地域経営における連携強化を通じ、まちづくりと一体で進めつつ、様々な政策手段を最大限活用して、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへのリ・デザイン(再構築)を進める。その際には、豊かな暮らしを支える交通を実現するため、特に利用者である住民の生活の目線に立って、利便性の向上による公共交通への利用転換等を図りつつ、顕在化していない移動需要の掘り起こしや新規需要の創出、地域の関係者の共創を進める。

1 2

○地域の活性化を支援する交通体系の整備について〈県等意見等〉

・・都市鉄道については、都市の国際競争力を強化するとともに、GXの推進にも資する取組として、まちづくりなど多様な関係者による連携を通じて、空港アクセスの向上、連絡線の整備や相互直通化等によるミッシングリンクの解消や輸送力の増強を始めとしたネットワークの強化、都市の拠点である鉄道駅の質的向上を図るなど、都市鉄道のネットワークの拡大・機能の高度化を推進する。また、鉄道施設ストックを有効活用して効率的に沿線地域の通勤・通学輸送の確保や都市機能の向上及び活性化を図るため、貨物専用線の旅客線化等の取組を推進する。さらに、全ての利用者が鉄道を安全・安心かつ円滑に利用できるよう、地方部も含め、エレベーター、ホームドア等のバリアフリー設備の整備を推進する。

○デジタルインフラの整備・運用について

・・「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、地域協議会も活用しつつ、デジタルインフラ整備を強力に推進する。

具体的には、光ファイバ等の固定ブロードバンド未整備地域の解消及び「GIGA スクール構想」に資する通信環境の整備に向けて、引き続き、離島を始めとする条件不利地域等における整備を促進する。この際、通信環境が十分でない学校のうち、光ファイバの整備が 2024 年度以降となる学校には、各校の通信状況を踏まえつつ、2023 年度中の 5G による通信環境の整備を促進する。また、地方公共団体の要望を踏まえ、公設設備の民設移行を早期かつ円滑に進める。

<u>さらに、国民の利便性向上及び安全・安心の確保の観点から、インフラシェアリングを活用しつつ、道路等の非居住地域を含む5G等のエリア整備を進める。あわせて、自動運転・ドローンを活用したプロジェクトと連動したデジタルインフラの整備と地域の課題解決ニーズに即した先</u>進的ソリューション実装を一体的に推進する。

データセンターの分散立地については、当面は東京・大阪を補完・代替する第3・第4の中核拠点の整備に取り組むほか、日本を周回する海底ケーブルを完成させるとともに、陸揚局の分散立地を促進する。また、データセンターの拠点整備に向けた取組と連動して、国際海底ケーブルの多ルート化や陸揚局に向けた分岐支線の敷設など、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた取組を促進するとともに、国際海底ケーブルや陸揚局の安全対策を強化する。非地上系ネットワーク (NTN) については、HAPS 及び衛星通信の2025 年度以降の早期国内展開等に向け、関連する技術実証や制度整備を進めるなど、サービスの導入促進のための取組を推進する。

第5章 防災・減災、国土強靱化に関する基本的な施策

〇防災・減災に資する施設の整備等について

・・防波堤、防潮堤、避難場所、避難経路等の整備を組み合わせた津波対策を推進するとともに、最大クラスの津波に対しては、これらの施設整備に加え、ハザードマップの周知、地域や事業者における避難計画の策定や避難訓練の実施など、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多

重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める。

○巨大地震等に強い都市の構築について

4 信 5 特 6 築 7 <u>向</u> 8 <u>評</u>信

住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え等を進めるとともに、住宅や不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物等の耐震診断、耐震改修等の促進を図る。その際、所有者の耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や金融商品の開発、既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建替等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化の促進を図る。

・・より一層の安全性を確保するため、消防水利や防災備蓄倉庫等の防災設備の設置、避難場所や公共施設等を示した防災マップの作成、消火・避難訓練の実施等といったソフト対策を強化する。

〇中枢管理機能等のバックアップについて

 ・・また、機能が集積している地域の防災・減災対策を進めつつ、<u>平時から、</u>官庁施設の耐震化、物資の備蓄、電力等の確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等の業務継続の対策を推進する。

〇自助、共助とそれらを支える公助の強化について

 ・・低頻度で発生する大規模災害時に起こる事案のすべてに行政が対応するべく、平時から人員等を確保しておくことは困難であることから、平時から住宅・建築物の耐震化、家具等の転倒・移動による危害防止、ハザードマップの作成、避難訓練等のハード・ソフト対策による自助・共助の取組を促進し、巨大災害時においても適切な自助、共助が行われるよう国民の防災活動への意識向上を図るための啓発活動を推進するとともに、行政があらかじめ対策を講じておく。

また、デジタル技術を活用した地域防災力の向上等を図るため、防災 DX を推進し、防災デジタルプラットフォームの構築に向け、次期総合防災情報システムにおいて、データ共有のルール設定、自動連携項目の充実、全ての都道府県・指定公共機関との連携構築、防災 IoT の実装等に取り組む。また、住民支援のためのアプリ開発・利活用の促進のため、次期総合防災情報システムとの連携も図り、「防災 DX 官民共創協議会」等の枠組みを活用しながら、データ連携基盤の構築、防災アーキテクチャの設計を新たに進める。

第6章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策

〇次世代に引き継ぐ多様で健全な森林について

・・ <u>花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図るため、スギ人工林等の伐採・利用、花粉の少ない苗木への植替えや花粉の発生を抑える技術の実用化等を推進する。</u>

〇水の適正かつ有効な利用の促進等について〈パブコメ、県等意見〉

 ・・湿地の遊水機能等、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、保全・再生することで Eco-DRR を推進し、生物多様性の保全、生態系ネットワークの形成に貢献するとともに、人口減少、水インフラの老朽化等の課題や自然災害の激甚化に対応する。

・・水環境悪化の著しい河川等においては浚渫等による浄化策や合流式下水道の雨天時越流水の対策を講じるとともに、湖沼や閉鎖性海域の水質改善に向け、排水規制<u>や水生植物を活用した水質浄化、藻場・干潟の保全・再生</u>など総合的な水質改善対策を推進する。

第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策

〇人と野生生物等の関係の適正化について〈パブコメ〉

野生生物は生態系の基本的構成要素、かつ、人類の存続の基盤であり、種の存続の確保は重要である。また、トキ<u>、コウノトリ</u>の野生復帰に<u>向けた河川、</u>里山<u>里山の自然</u>環境の保全<u>・再生、それら野生動物</u>をシンボルとした米づくりに代表されるように、希少種の保全は自然環境の保全及び再生や地域づくり及び地域産業の促進にも寄与する。

○生物多様性の社会への浸透について〈パブコメ〉

・・学校等の敷地を活かした学校・園庭ビオトープの整備推進を図る。

〇森林整備等の森林吸収源対策等を通じた吸収量の確保について

・・カーボンニュートラルの実現のためには、CO2排出削減の取組に加え、吸収源対策を通じた 吸収量の拡大を図ることが重要である。このため、</u>適切な間伐等の森林整備の実施やこれに必要 な林道等の路網の整備に加え、森林情報等の基盤整備を推進するほか、木材や森林由来の新素材 等の利用拡大による炭素貯蔵を図る、エリートツリー等を活用した再造林等による成長の旺盛な 若い森林の造成など森林吸収源対策を強力に推進する。また、主伐・再造林の循環システム確立 の後押しにも資する森林由来のJ-クレジットの創出拡大を図る。

第3部 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進

第2章 広域地方計画の策定・推進

○東北圏について

・・今後、<u>福島の復興・再生に着実に取り組みつつ、</u>震災の経験を活かした防災先進圏域の実現を目指すとともに、格子状道路ネットワークの整備等を通じた日本海・太平洋2面活用型国土を形成し、先端産業の拠点化を図りながらイノベーションを創出するほか、日本海側に大きなポテンシャルを有する洋上風力発電等によるカーボンニュートラルの先導、農林水産業の生産性向上等を図ることが求められる。

○首都圏について

今後、リニア中央新幹線の開業等による日本中央回廊の形成を見据え、若者や外国人を始め、デジタルや国際ビジネス等の分野において多様な人材が集積する強みを活かし、次代を担うイノベーションの創出等の国際競争力の強化等で我が国を牽引していくほか、臨海部の既存コンビナート等の持続可能な産業への構造転換、緑地や水辺空間等のネットワーク化等による質や魅力の向上等を図るとともに、福島の復興・再生への支援を継続していくなど、隣接する地域との共生の好循環を作り出していくことが求められる。

〇広域地方計画策定及び実施に当たって必要な検討事項について

・・広域地方計画は、全国計画を基本としつつ、その内容については、方針及び目標も含めて、 地域の独自性を強く意識し、<u>第1部に掲げた国土の刷新に向けた重点テーマ及び横断的な重点テーマを始めとして</u>広域圏の自立的発展を図る具体的な広域連携プロジェクト等の実効的な推進を図るものとすべきである。